

水雷一件決議稿案

元蕃地事務局へ對し拙者歎願ノ一條取纏方ニ  
付左ノ見込書ヲ貴下へ呈進致候

茅一條 別紙甲号ニ記載セル金額ヲ政府ヨリ  
拙者へ渡サルヘキ事

其一 拙者奉務ノ給トシテ是迄少カノ  
金額ヲ渡サレタレドモ都合六千圓  
拂ワルベキ事

其二 拙者奉務中臨時ノ費金勘定書ノ通  
リ拂ワルヘキ事

其三

ウイットフェールド及びダウソンの社中  
元ハンリスサ社中へ勘定書ノ通り  
拂ワルベキ事

第二條

拙者ノ差図ヲ以テ製造セシ電気機械  
類ハ悉皆破毀スヘキ事

第三條

拙者ニ於テ許諾シ同意スルニ非サレ  
ハ拙者ノ發明法ヲ採用シ或ハ造営ス  
可ラサルヲ證スル為ノ金十萬圓ノ抵  
當證書ヲ渡サルベキ事

次キニ左ノ如ク見込ヲ定ム

トフエールド及ビダウソシ社中  
ンリスサ社中へ勘定書ノ通り  
ルベキ事

差図ヲ以テ製造セシ電気機械  
皆破毀スヘキ事

於テ許諾シ同意スルニ非サレ  
ノ發明法ヲ採用シ或ハ造営ス  
ルヲ證スル為ノ金十萬圓ノ抵  
ヲ渡サルルベキ事  
込ヲ定ム

此第三條之趣ハ十一月十二日之談判ニテ  
左之通改正

拙者ニ於テ許諾シ同意スルニ非サレハ  
右發明ノ方法ヲ採用シ或ハ造営セサ  
ルヲ保証スルノ書面ヲ賜リタキ事

若シ政府ニ於テ前條ニ記載セシ見込ヲ許容セ  
サルトキハ拙者左ノ仲裁法ヲ以テ此事ノ公判  
ヲ仰カントス

一 双方ニテ一人ヲ撰ビ(但シ從前政府ニ雇ワレ  
タル人ヲ用フルヲ得サルベシ)此事件ヲ悉皆其  
人ニ委託シテ公平ノ判決ヲ為サレムベシ此裁  
判ノ時ニ當テハ去ル千八百七十五年十月廿日  
ニ出セシ別紙乙号ノ勘定書ニ因テ決スベシ萬  
一 此裁判人ニ於テ判決シ難キ氏ハ再々次キノ  
裁判人ヲ撰ムベシ而シテ此人ノ定ムル処ヲ以

テ最後ノ決議トス  
右ノ通ニ戻也

千八百七十五年

十一月十日

横濱ニ於テ

イーエスポイントン

ゼ子ラルリゼンドル 貴下

別紙甲号

蕃地事務局ヨリイーエスポイントンへ拂

ハルベキ勘定

一金六千圓

職業上奉務ノ給料

一同千百八十八圓〇七錢

臨時費金

一同千七百ニ拾ニ圓三拾ニ錢

ウィットフィールド  
ダウソニ社中へ拂金

一同六百九拾九圓二拾五錢

シリス社中へノ拂金

總計金九千六百〇九圓六十四錢

内

一金三千五百圓

数度ニ受取濟

差引残

金六千百〇九円六十四銭

右之通り

千八百七十五年

十一月十一日

右同日附ノ書翰ニ添ニ

別紙乙号

日本政府ノ蕃地事務局ヨリイ・エヌボイ  
ントンへ拂ハルベキ勘定

一 洋銀壹萬貳千弗

是ハ職業上奉務セシ給料并千八百七十四  
年九月廿日附書翰ヲ以テノ官廳ノ命ニ後  
ニ自己發明ノ水電火ノ秘法ヲ明示セシ禮  
金

一同千百八十八弗〇八セント



是ハ右奉務中臨時ノ費金共千八百七十五  
年八月廿七日附勘定書ヲ以テ申立タル仕  
拂金

總計洋銀壹萬三千百八十八弗〇七セント

内

一洋銀三千五百圓

是ハ數度ニ受取濟

差引殘

洋銀九千六百八十八弗〇七セント

右ノ通り

千八百七十五年

十月廿日

右千八百七十五年十一月十一日附書翰二添工